

慶応4年(明治元年)の横浜地域・周辺の支配関係と出来事

1. 旧幕府領

1月10日、慶喜追討令が発せられ、旧幕府領は朝廷直属とすることが布告された。

2. 旧旗本領

旗本は、①帰農・帰商する ②朝臣となる(新政府に仕官) ③無禄 駿府移住、の択一を求められた。

6月、朝臣となった旗本以外の旗本知行地は新政府に没収された。

3. 寺社領

慶応4(明治元)年は従来通り所領を維持。しかし明治4年の寺社領上知令(太政官布告)で、寺社領は没収されて国有地となった。増上寺も1万石を超える寺領を失った。広大な境内域も過半が没収されほぼ現境内域に縮小した(2015.6.18NHK「所さん!大変ですよ」による)。失った旧境内地は、三門から東、大門まで、プリンスホテル、芝公園、東京タワー用地など(台徳院霊廟付近は昭和30年代の売却)。

4. 横浜(神奈川)裁判所の設置

3月19日、横浜裁判所(後に神奈川裁判所と改称)を設置、東久世通僖を総督、鍋島直大(佐賀藩主)を副総督とする。

4月17日、横浜裁判所は旧神奈川奉行所、運上所等を接管。後、横須賀製鉄所等も。

横浜(神奈川)裁判所のテリトリーは横浜港を中心とする狭い範囲であった(旧神奈川奉行所の支配地)。

5. 箱根戦争

閏4~5月、林忠崇(昌之助)ら旧幕府遊撃隊は箱根関所を攻撃、小田原城下に入る。小田原藩の新政府恭順明確化により5月25日、遊撃隊は熱海から館山へ海路敗退。

6. 「政体書」の制定

閏4月21日、新政府は政府の基本方針(五箇条の誓文)と基本的な官制(太政官制など)を定めた「政体書」を制定。地方については府・藩・県の三治制とする方針を示す。

府：各地の「裁判所」を移行(特別行政区のようなもの) →神奈川府、江戸府

藩：旧幕の藩を移行、神奈川県は金沢(六浦)藩、小田原藩、荻野山中藩。 版籍奉還・廃藩置県まで

県：旧幕府領・旗本領 知事、判事を置く →蕪山県、武蔵県

7. 神奈川府の設置 横浜港を中心とする特別行政区→神奈川の広域を管轄する行政府→神奈川県

6月17日 神奈川裁判所を改めて神奈川府とする。 知事：東久世通僖、副知事：鍋島直大

7月19日 東六郷川、西酒匂川、南北直径10里を肥後藩に巡邏させる旨の神奈川府裁判所通達

8月25日 新政府、神奈川10里四方を神奈川府の管轄とする。

9月21日(明治元年)、神奈川府を神奈川県に改称、県知事：寺嶋宗則

8. 県の設置 一旧幕領、旗本領

6月29日、旧蕪山代官江川太郎左衛門支配地および旗本領を蕪山県とし、江川太郎左衛門(英武)を知県事とした。

武蔵国の旧幕領・旗本領は、元代官の松村長為(忠四郎)・桑山効(圭助)、元忍藩士の山田政則(一太夫)を武蔵知県事に任じ支配させた。

知県事・松村忠四郎の管轄は荏原・久良岐・橘樹・都筑の各郡等であったが、彼は旧幕時代も都築・橘樹・久良岐・荏原・豊島郡等を支配する代官であった(慶応3年8月頃~)。

9. 寄場組合

寄場組合は明治4年まで存続した。明治4年5月の「戸籍区」は寄場組合をほぼ引き継ぐ形で設定された。

参考文献 神奈川県県民部県史編集室『神奈川県史』通史編3 1983年
神奈川県県民部県史編集室『神奈川県史』別編3年表 1982年
緑区史編集委員会『緑区史』通史編 1992年